

社会医療法人アンリー・デュナン会 深川第一病院

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）運営規程

（事業の目的）

第1条 社会医療法人アンリー・デュナン会深川第一病院（以下「施設」という）において実施する短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者が、要介護状態（介護予防短期入所療養介護にあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な介護サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 施設の従業者は、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画に基づいて、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするため、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。
- 2 施設の従業者は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供に努める。
- 3 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の実施に当たっては、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（施設の名称等）

第3条 施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 深川第一病院介護医療院
- (2) 所在地 深川市あけぼの町1番1号

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 施設に勤務する職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（兼務）
管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 従業者
医師 1名以上（兼務）
薬剤師 1名以上（兼務）
看護職員（看護師および准看護師） 9.2名以上（常勤換算）（内、看護師2割以上）
介護職員 13.8人以上（常勤換算）

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1名以上（兼務）

管理栄養士 1名以上（兼務）

介護支援専門員 1名以上（兼務）

診療放射線技師 1名以上（兼務）

従業者は、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供に当たる。

(3) 事務職員 適当数

必要な事務を行う。

(利用定員)

第5条 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の利用定員数は、利用者が申し込みをして
いる当該日の介護医療院の定員数より実入所者数を差し引いた数とする。

(短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の内容及び利用料等)

第6条 介護サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、短期入所療養介護
（介護予防短期入所療養介護）が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額
に各入所者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

(1) 療養上の管理

(2) 看護

(3) 医学的管理の下における介護

(4) 機能訓練及びその他必要な医療

(5) 入浴、排泄、食事等介護及び日常生活上の世話

2 その他の費用

施設は前項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を入所者から受ける事がで
きる。なお、居住費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入所者の場合、そ
の認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。

1. 居住費 377円(1日あたり) 多床室(14室)、1,171円(1日あたり) 従来型個室(1室)

2. 入所者の選定に基づく特別な療養室の提供に係る追加的費用は、次の額を徴収する。
個室1,650円(税込) (テレビ設置、居室内トイレ設置あり)(1日あたり)

3. 日常生活において通常必要となる費用として入所者が負担すべき費用として、
日常生活費165円、教養娯楽費55円を徴収する。

4. 食費 1,445円(1日当たり)

5. 理美容代 実費

3. 施設は、前項各号に掲げる費用の額に係わるサービスの提供に当たっては、予め入所者又はその
家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入所者の同意を得ることとする。なお、
やむをえない事情等により当該内容及び費用の変更がある場合には予め入所者又はその家族に対し
説明を行い、入所者の同意を得ることとする。

4. 施設は、前項各号に掲げる費用の支払を受けた場合は、当該サービスの内容と費用の額その他必
要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付することとする。

(通常の送迎の実施地域)

第7条 通常を送迎の実施地域を以下の通りとする。

深川市、妹背牛町

(施設の利用に当たっての留意事項)

第8条 利用申込者及びその家族は、施設の定める運営規定並びに短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用契約書に記載された入所生活上のルール、設備利用上の留意点を遵守する。

(非常災害対策)

第9条 施設は、防火管理について責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- ① 虐待防止に関する責任者 看護部長
- ② 成年後見制度の利用支援
- ③ 虐待等に関する苦情解決体制整備
- ④ 施設における虐待の防止のための指針の整備
- ⑤ サービス提供中に、従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに市町村等に通報する。

(その他運営についての留意事項)

- 1 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会医療法人アンリー・デュナン会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和6年3月18日から施行する。